

## 【明石市立中崎小学校いじめ防止基本方針】

2022年（令和4年）4月更新 明石市立中崎小学校

### 1 はじめに

いじめは重大な人権侵害で絶対に許されない行為であるという認識のもと、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」とする）」を作成し、保護者や地域とともに、いじめのない学校づくりを進める。

#### ◆いじめの理解

いじめとは、一定の人間関係のある者から心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- どの児童にもどの学級にも起こり得る。
- 人権侵害であり人として決して許されない。
- 大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい。
- 児童生徒は入れ替わり加害も被害も経験する。
- 暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険である。
- 態様により、暴行、恐喝等の刑罰法規に抵触する。
- 傍観者から仲裁者への転換が重要である。

### 2 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

#### (1) 指導体制

##### ① いじめ防止等対策委員会の設置

- いじめ防止に関する措置を実行的に行うため、校長、教頭、全体生徒指導担当、不登校担当、養護教諭、学年生徒指導担当、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）をメンバーとして設置する。尚、SC及びSSWについては、明石市教育委員会事務局「児童生徒支援課」配属の方々の協力も仰ぎながら、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。
- 定例委員会を毎月一回開催する。生徒指導委員会での情報等をもとに、いじめ事案が想定される際は、緊急の会を即座に開催することとする。

#### (2) 未然防止・早期発見・早期対応

##### ① 「未然防止・早期発見・早期対応」をめざす。

- 計画委員会によるあいさつ運動で、人権尊重の基本であるあいさつの意識を高める本校独自の児童の活動に取り組む。
- 計画委員会によるペア集会を通じて、他者に対する人権意識を高める本校独自の児童の活動に取り組む。
- スポーツ委員会による大縄大会を通じて、他者に対する人権意識や、よりよい学級づくりの意識を高める本校独自の児童の活動に取り組む。
- 放送委員会による誕生日紹介のアナウンスを通じて、他者に対する人権意識を高める本校独自の児童の活動に取り組む。
- 学校保健委員会や外部講師と連携して、ネットいじめの防止や効果的な対処について、本校独自に学習する機会を確保するとともに、インターネットの正しい使い方に関する「情報モラル研修」を推進する。
- 市内一斉アンケート調査の実施（6月、11月、2月の計3回）
- 「アセス」を実施し、児童の伸びや課題を把握し、今後の教育活動に活かす。
- 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用する。
- 学級担任はスクールカーストという概念を理解し、人間関係の変化、グループ内のつながりを把握しておく。また、気になる点があれば声かけを行う。周りからも聞きとり、動向を伺うとともに、「日記」や「個人ノート」「生活ノート」を活用する。

- ・保護者に関しては、インターネットに関する法令の規定を踏まえ、保護者の責務及びその遵守についてPTA 活動等を通じて周知を図る。
- ②チームによる対応・対処を心がける。
- ・担任が一人で抱えて解決できる問題ではないので、情報を共有することの重要性を意識する。保護者や児童からの相談内容を一人で判断せず、迅速に校長、教頭、全体生徒指導担当に報告し、相談する。
  - ・いつ・だれが確認してもわかるよう時系列に沿った記録を残す。
  - ・学年内で教室を行き来し、クラスの様子、実態について把握しておく。
- ③児童の仲間意識や自尊感情を高める。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて児童一人ひとりに徹底する。
  - ・いじめをしたり見て見ぬふりをしたりしていると、真っ直ぐな気持ちで自尊感情を高められない。
  - ・クラスのだれもが「いじめが行われていないことを当然だ」と思える風土をつくる。
  - ・「いじめはある」と認めることと「いじめ」を認めることは異なる。「いじめはいつでも起こり得る」ことを認識しつつ、「いじめのないクラス」を目指す学級づくりをする。
- (3) いじめ問題が発生した際の組織的対応の留意点
- ①いじめられた児童の立場に立って、事実関係を把握する。表面的・形式的にならないよう留意する。聞き取りは複数で行い、正確な情報収集と分析のため、学年、生徒指導担当、管理職と相談しながら数回行う。被害児童、加害児童、観衆、傍観者など、いじめに関わった様々な立場の児童たち全員から、事実と思いについて確認を行う。
- ②校長は状況に応じて、「いじめ防止等対策委員会」を招集するなどして、正確な情報の収集に努めるとともに、情報を整理して全職員に伝え、情報の共有化を図る。
- ③学年の担任、生指担当、管理職と相談の上、速やかに保護者に連絡をとり、現在の状況、今後の指導の方針等について、学校と保護者が話し合う場を設定する。
- ④長期的な視点で解決していく取り組みを行っていく。その際に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職や関係機関との連携を図るよう心がける。特に明石市教育委員会事務局「児童生徒支援課いじめ対策係、青少年育成センター」、明石少年サポートセンターや近隣の各学校園とは連携を密にする。
- ⑤丁寧で継続した事後指導を目指す。保護者や関係機関等にいじめの解消に至った経緯、及び今後の指導について適切に報告するとともに、児童らの観察を継続して行い、適宜指導する。また、事案については記録を残し、全教職員へ周知を徹底するとともに、研修にもつなげていく。そして、完全解消に至るまで、慎重に粘り強く取り組む。

### 3 重大事態への対応

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた児童の状況で判断する。例えば、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったとの申し立てがあった際には、校長の判断・指揮のもと組織的な対応を適切に行う。

### 4 その他

本校は、「校内いじめ防止等対策委員会」によって、本「学校基本方針」を適宜見直し、必要があると認められる場合は改訂する。